

[事案 22-21] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 22 年 12 月 22 日 裁定終了

<事案の概要>

銀行員(募集人)の訪問を受け、高齢で内容をよく分からないまま申込み手続きをしてしまったとして、変額年金保険の契約取消しと支払済み保険料の返還を求めたもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 9 月、希望もしないのに銀行員(募集人)が一人暮らしの高齢者の家に訪問して来たため、早く終わらせたかったので言われるまま、よく理解しないで加入申込手続きをしてしまったものであり、保険証券が届き、初めて変額年金保険に加入させられたことが判った。

申込手続きは、下記のとおり、募集人の説明不足、不適切な募集行為により、「変額個人年金保険であること」、「元本保証がないこと」を理解しないままなされたものであり、契約を取消し、一時払保険料を全額返還して欲しい。

- (1) 募集人の提案は、銀行が所有する個人情報を利用した一方的な提案であり、契約者のニーズに合致していない。
- (2) 手続き時の案内は不十分であり、変額個人年金の加入手続きであることを理解しておらず、また加入の意思もない。
- (3) リスクについての説明が不十分であり、元本保証のないリスク商品であることを理解するまでには至っていない。
- (4) 高齢(74 歳)であり、金融商品や投資に関する知識は乏しいのに、本契約にあたり、家族の同席の要否についての確認はなかった。

<保険会社の主張>

下記のとおり、募集人の本件申立契約の募集過程において、申立人の主張するような不適切な行為はなく、無効・取消事由に該当するような事情は一切見当たらないので、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 本契約は申立人が自ら希望して締結されたものであり、募集人の提案は申立人のニーズに合致したものである。
- (2) 申立人は、本契約が当社を引受保険会社とする変額個人年金保険であることを理解したうえで、本契約を申し込んだものである。
- (3) 募集人は申立人に対して娘さんに対する相談を行うことを勧めたが、申立人が、これを拒否して、自らの意思に基づいて本契約を申し込んだものである。
- (4) 申立人は、募集人より、貸付信託の取扱い、本契約の商品概要及びリスクを含む各種説明を受けており、自らの意思に基づいて本契約を申し込んだものである。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人、保険会社から提出された書面、申立人および募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記理由により、本件申立内容は認められないことから、

生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(1) 申立契約締結時の説明の際におけるパンフレット等の使用について

申立人は、パンフレット等を見た記憶はない旨述べているが、募集人は、パンフレット等を使用して契約内容を説明するのが一般的であって、パンフレットなどを使用せずに申立契約の内容を説明することは困難と言わざるを得ない。従って、パンフレットなどを使用しなかったと認められるような特段の証拠がない以上、本件においても、募集人は、申立契約の内容を説明するのにパンフレットなどを使用したと認められる。

(2) パンフレット等の記載内容について

以下の事実を認めることができる。

- ① 「契約申込書」の書面には、タイトルとして「変額個人年金保険」の「契約申込書兼年金支払請求書」であることがゴシック体で印刷されており、生命保険契約に特有の記載事項である「死亡保険金受取人」欄には、申立人自らが 2 人の子の名を、また、「後継年金受取人」欄には申立人自らが長男の名を記載している。
- ② 申立人が署名している「意向確認書兼適合性確認書」には、確認事項として、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあることや、申し込む商品がリスクのある投資性商品であることなどが記載されており、いずれの確認事項も「はい」の欄にチェックがなされており、申立人の事情聴取において、これらのチェックは申立人自身が行ったと述べている。

(3) 説明不足（錯誤）の主張について

募集人が、パンフレットなどの書面を使用せずに商品内容を説明することは困難と思われる、また、これら書面に則して説明するのが一般的であることから、特段の事情がない限り、募集人は、パンフレット等の書面に則した説明をしたと考えられる。そして、申立人は、投資信託や株式への投資経験があり、募集人の説明内容を理解する十分な能力を有したことが窺える。従って、申立人が主張する点について、募集人に説明不足があったと認めることはできない。よって、申立人に錯誤の存在を認めることは困難である。

(4) 不適切な募集行為の有無について

- ① 申立人の事情聴取によれば、募集人の訪問募集は、同人の要望に対し申立人の了解を得てなされてことは明らかである。
- ② 申立人の事情聴取によれば、申立人は、1 年後から年金を受取り、途中で契約を解約することは考えておらず、申立人の死亡後は、長男が年金を受取ることとして契約したことを認めており、申立人が保有する他の資産や収入からしても、申立契約が申立人のニーズに合致していないと認めることはできません。
- ③ 高齢者への募集には、家族の同席が望ましいことであっても、当然に要求されることなく、事前に可否を確認しなかったことが直ちに不適切な募集となるわけではない。また、募集銀行においては、高齢者向けの金融商品の販売ルールとして、75 歳以上の高齢

者には申込手続を単独で行うことを制限しているが、申立人は当時 74 歳で、制限の対象外でもあった。従って、募集人が事前確認しなかったからといって、募集行為が不適切とはいえない。